

震災から現在(いま)①

企画情報広報係(☎028(67)6099)

2011年3月11日午後2時46分、震度7のこれまでにない強い揺れが東日本を襲いました。その後も強い余震が何度も襲い、芳賀町内のあらゆるものに甚大な被害をもたらしました。あれから1年3カ月。あのがれきの山はどうなっているのか。あの時を振り返ってみるとどうだったのか。町の防災計画はどうなっているのか。震災発生当時から現在(いま)の町の対応や現場の様子をレポートしていきます。

1回目の今回は、地震で壊れた家屋・納屋・石蔵や塀などがれきの処理状況と、今後のがれき処分に焦点を当てていきます。

地震発生直後は

倒壊した家屋や塀が車の通行や歩行の妨げになり、大変危険な状況になっていました。また、被災した住民から、がれきをどこへ運ばばいいのか、どうやって処分すればいいのかなど、問い合わせや要望が町に相次ぎました。

そこで町では、がれきの撤去を芳賀町建設業協会に委託し、回収場所を旧芳志戸小学校・旧稲毛田小学校・旧高橋小学校に指定しました。その後、回収量が予想より多くなったため、旧芳賀高等学校を回収場所に追加しました。



撤去前の壊れた大谷石の塀と石蔵(稲毛田地内)



震災後、がれきを旧芳志戸小学校へ搬入する風景



平成23年4月25日付けの下野新聞記事

回収したがれきの処分

震災発生から半年が過ぎると、今度は家屋や塀などの、新築や修繕のために持ち込まれるがれきが増加しました。地震発生当時から回収したがれきの総量は、39,000立方メートル(トラック約14,000台分)となりました。がれきの主なものは大谷石・木くず・瓦です。また、平成23年度中にかかった撤去運搬費用は、8,000万円にも上りました。

回収量は、目測で算出し、当時の下野新聞に2万立方メートルと発表しています。

処理の方法としては、大谷石や瓦は粉砕して再生製品の原料に、木くずはチップに加工して発電の燃料や補助燃料

にします。町内では処理しきれないため、がれきは種類別に分けて、県外や他市町にある処理場で処理を行うことになりました。すると、処理施設がある市町村との間で事前に処理量や処理期間についての手続きが必要になります。そのため、平成23年12月から処分を開始しましたが、大谷石については手続きに時間がかかったため、平成24年3月から処理が始まりました。そのため、大谷石の処分が思うように進みませんでした。

がれきの状況(平成24年3月31日時点)

がれきの種類	処理量	処理先	処理経費
大谷石	2,970 t	宇都宮市	6,239千円
木くず	2,947 t	佐野市	40,238千円
瓦	1,129 t	栃木市	2,939千円
石膏ボード	717 t	長野県小諸市	16,562千円
コンクリート	5,335 t	茨城県桜川市	14,005千円



現在の芳賀高等学校の木くず(平成24年6月8日撮影)

現在のがれきの様子

震災から1年が過ぎた今年4月からのがれきの状況は、処分が進んだことで、ピーク時の1/10にまで減少しました。しかし、被災した家屋の建て替えが進み、廃材が持ち込まれているため、再び木くずが増加しています。

今後は、環境対策課で処理業者を決定し、処理施設のある市町村との事前協議を経て、7月から処分を開始します。最終的には平成25年3月末に、がれきの処分を完了する予定です。経費は、今年度1億2,700万円を見込んでいます。手続きが完了し次第、旧小学校で管理しているがれきから処分を始めます。周辺に住まいの皆さん、地域体育館や校庭を利用していただいている、長い間大変ご迷惑をおかけしています。

大谷石の再利用

回収されたがれきは、ほとんどが再利用されています。中でも大谷石は、破損の少ないものを利用していただきたいと、優先的に町民の皆さんに無償で配布しました。



現在の芳賀高等学校の大谷石の山



マテナス芳賀北側の公園



宇都宮市オリオンスクエア隣にある下野新聞社まちなか支店

昨年、延べ320人に約1万本の大谷石をお譲りしました。主に宅地や田畑から雨による土砂の流失を防ぐ土留めとして利用され、ほかにもぬかるみ解消のための敷材としても利用されています。

特殊な使われ方としては、宇都宮市のオリオン通りにある下野新聞社まちなか支店の壁です。その壁に貼られている大谷石は、芳賀町で発生したがれきです。また町では、祖母井地内に新設する公園の車止めなどに利用しました。

がれき(廃材)搬入は9月30日までに

被災した家屋の解体・修繕で出た廃材、または被災した塀などがれきを旧芳賀高校に搬入したい人は、早めに環境対策課で次の手続きを行ってください。搬入できる期間は9月30日までです。

- 搬入できるがれき／町内で発生した被災がれき
- 搬入申請書に必要なもの／① 炎証明書
- ② 解体などの契約書または見積書
- ③ 被災箇所の写真
- ④ 印鑑

環境対策課
[☎028(67)6041]

震災発生直後は、役場もこれまでに経験したことのない大規模な震災にどのように対応したらいいのか困惑していました。がれきの回収運搬については、災害援助協定を結んでいる芳賀町建設業協会と協議し、速やかな措置を取りました。これにより、多額の予算を費やすことになりましたが、災害救助法の適用により、かかった費用の半分を国から支援として受けることができました。

当時の対応によって、被災された住民の皆さんの不安がどの程度解消できたのか、来月号の広報はがで検証し結果を報告したいと思います。